

中長期的な人材育成の指針となる「三重県職員防災人材育成指針」を策定（R2.3月予定）

三重県防災対策推進条例（改正案）第32条に基づき、「県が講じなければならない人材育成に関する措置」の具体的な方向性を定めた指針

課題認識

○南海トラフ地震や風水害の激甚化、コミュニティの弱体化など
社会の変化のため、あらゆる分野で備えが必要

○三重県職員への意見照会では、被災経験が無いため、
自らがすべき行動がわからない状況

「そのような死者が出る災害だという感覚とは
結び付いていなかった」（阪神・淡路大震災）

「何かしなければならないが何をすべきか分からず、
不安だけが広がった。」（東日本大震災）

<災害対応を行う行政職員の共通的な課題を整理>



- 災害（被災）イメージ不足
- 災害対応の全体像がわからない
- 災害対応のマネジメント手法がわからない
- 個別業務がわからない

被災自治体
職員の手記等

指針がめざすもの

全ての職員が、

- ・日常的に防災・減災に取り組む
- ・発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と
地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる資質をもつ

○職員像 県民とともに「防災の日常化」に取り組む職員

○5つの行動原則

- 1 被災地から学び備える
- 2 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
- 3 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
- 4 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を越えて連携する
- 5 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一步先を見据える

〔災害発生前～復旧・復興の間に
職員に求められる行動として整理〕

防災人材育成の方向性

○職員が身につけておくべき能力

「平常時の業務に取り組む姿勢が
災害時にも活きた」（東日本大震災）

被災自治体
職員の手記等

平常時の行政運営に必要とされる能力をベースとしつつ、
課題を解決するため次の項目の能力向上を目指す

- 災害（被災）イメージ力
- 災害対応の全体像把握力
- 心構え
- 災害対応のマネジメント能力
- 個別業務の処理能力



役割別 災害対策本部における各役割を担う職員に必要
とされる能力の向上

統括部、部隊別、所属別等の研修

階層別 平常時に各階層で必要となる能力と関連する
能力の向上

階層別の研修

○研修

災害を疑似体験する手法
過去の災害記録の活用
標準教材の作成



被災
自治体
職員の
体験談

○OJT

被災地派遣、災害対策本部の経験、BCP検証 など

○人事

適材配置、防災スペシャリスト人材の確保

→ 指針に基づき計画的な人材育成を実施